

証券コード 7117
2023年11月13日
電子提供措置の開始日 2023年11月2日

株主各位

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田4番地の1
株式会社ミモナ
代表取締役 池田道夫

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://mimona.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ミモナ」又は「コード」に当社証券コード「7117」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年11月27日（月曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年11月28日（火曜日） 午前9時

2. 場 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田4番地の1
当社会議室

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第6号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書により議決権を行使される場合において、各議案に対する賛否を表示されないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の監督機能の強化と、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関構成）	（機関構成）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
（新設）	3. <u>会計監査人</u>
第5条～第17条（条文省略）	第5条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第18条 当社の取締役は <u>5</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、 <u>5</u> 名以内とする。
（新設）	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第19条 取締役は、株主総会において、 <u>選任</u> する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任</u> する。
2（条文省略）	2（現行どおり）
3（条文省略）	3（現行どおり）
（取締役の任期）	（取締役の任期）

現行定款	変更案
<p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ることなく</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の</u></p>	<p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、当該提案について監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は、1名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	(削除)
<p>第31条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	(削除)
<p>第32条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	
<p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第6章 計算</p> <p>第33条～第36条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第32条～第35条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第1条 当社は会社法第426条第1項の規定により、2023年11月28日開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>（監査役の責任限定契約に関する経過措置）</p> <p>第2条 2023年11月28日開催の臨時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	池田 道夫 (1971年3月9日生)	1994年4月 サーフショップ設立 2006年9月 当社設立代表取締役社長就任（現任） 2021年3月 株式会社シュリロトレーディング（現エストレード株式会社）設立代表取締役（現任） 2023年10月 株式会社DIG代表取締役（現任）	299,900株
2	桑野 光生 (1973年4月25日生)	1997年4月 大栄総合教育システム入社 1998年10月 株式会社ヨシナ入社 2001年9月 有限会社リージョンサポート設立代表取締役就任（現任） 2006年9月 当社入社 2012年1月 当社経理財務部長 2021年4月 取締役経理財務部長就任（現任）	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	山中 一晃 (1971年1月13日生)	1997年4月 まねきや硝子株式会社入社 1992年4月 辻中電化工業株式会社入社 1998年1月 由村電器株式会社入社 2011年4月 株式会社共栄テクシード入社 2013年6月 当社入社 2018年10月 当社eコマース事業部長 2021年4月 取締役経営管理部長就任(現任)	—
4	長谷場 友理子 (1983年8月27日生)	2006年4月 東和産業株式会社入社 2009年9月 当社入社 2021年4月 当社eコマース事業部長 2021年4月 取締役eコマース事業部長就任(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池田道夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては監査役の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	鈴木 智仁 (1979年8月14日生)	2008年9月 弁護士登録(大阪弁護士会) 中之島中央法律事務所入所 2012年4月 関西大学法科大学院 アカデミックアドバイザー就任 2013年4月 国税審査官(特定任期付職員) として国税不服審判所に出向 2019年1月 中之島中央法律事務所パートナー弁護士に就任(現任) 2021年4月 当社監査役就任(現任)	—
2	嘉村 哲 (1975年9月9日生)	1998年4月 相互信用金庫入社 2002年8月 株式会社ノルコーポレーション入社 2004年6月 株式会社帝国データバンク入社 2018年4月 株式会社ブリッジマネジメントを 設立、代表取締役社長(現任)	—
3	鳴瀧 英人 (1955年4月6日生)	1979年4月 株式会社紀陽銀行入行 大阪支店 1998年6月 同行 八尾南支店支店長 2002年6月 同行 羽倉崎支店支店長 2004年10月 同行 橋本支店支店長 2007年1月 同行 事務システム部副部長 2007年10月 同行 リスク統括部部長 2009年10月 紀陽興産株式会社 執行役員業務企画本部長 2015年1月 株式会社紀陽銀行 2015年6月 アズマハウス株式会社監査役就任 2020年1月 株式会社賃貸住宅センター監査役就任 2020年1月 株式会社シージェーシー管理センター 2020年1月 監査役就任 株式会社アイワライフネット 監査役就任	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木智仁氏、嘉村哲氏及び鳴瀧英人氏の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

①鈴木智仁氏

同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な法律知識を有し、当社の監査役に従事していた経験も踏まえ、当社の経営の監督・監査に必要であると判断し監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

②嘉村哲氏

同氏は、内部監査及び内部統制に対する十分な実務経験を有しており、豊富で幅広い見識と知見を有していることから、当社の経営の監督・監査に必要であると判断し監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

③鳴瀧英人氏

同氏は、長年にわたって培われた金融機関の実務及び上場企業での監査役の経験を踏まえ、当社の経営の監督・監査に必要であると判断し監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

4. 鈴木智仁氏は、現在、当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会の終結の時をもって2年7ヵ月となります。
5. 当社と鈴木智仁氏は、会社法第427条第1項の規定により、監査役の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、新たに同様の契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。
6. 当社は嘉村哲氏及び鳴瀧英人氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役に除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2023年8月28日開催の第17期定時株主総会において、2億円以内と決議いただき現在に至っておりますが、ガバナンス強化の観点から社外取締役の増員に柔軟に対応することができるようにするため、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役に除く。）の報酬額を定めることとし、年額2億円以内とさせていただきたいと存じます。本議案については、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準に加え、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は5名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役に除く。）の員数は第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額4千万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案については、当社のガバナンスにおい

て監査等委員が果たすべき職責、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、会計監査人設置会社となりますので、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役の決定に基づいております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

2023年10月13日現在

法人名称	清稜監査法人
法人代表	代表社員 石井 和也
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区本町1丁目6番16号いちご堺筋本町ビル8F
沿革	1987年5月 清稜監査法人設立
人員数	構成人数 公認会計士19名(うち代表社員7名、社員12名)

(注) 清稜監査法人を会計監査人候補者とした理由は、監査法人が有する専門性、独立性、経験及び監査体制等を総合的に勘案した結果、会計監査人としての適格性を備えていると判断したためです。

以 上